

津市新最終処分場等施設建設工事

落札者決定基準書

平成25年3月

津 市

目 次

第 1 章 総則.....	1
第 2 章 落札者選定の概要.....	2
第 1 節 審査手順.....	2
第 2 節 審査体制.....	3
第 3 章 資格審査.....	4
第 1 節 資格審査の実施方法.....	4
第 2 節 資格審査項目.....	4
第 4 章 提案審査.....	5
第 1 節 基礎審査.....	5
第 2 節 定量化審査.....	5
1. 定量化審査の流れ.....	5
2. 総合評価における点数化方法.....	6
第 5 章 審査結果等の公表.....	10
別紙 1 評価基準等の詳細.....	11
別紙 2 技術提案書作成にあたっての留意点等.....	13

第 1 章 総則

津市新最終処分場等施設建設工事落札者決定基準書（以下「落札者決定基準書」という。）は、津市（以下「発注者」という。）が発注する津市新最終処分場等施設建設工事（以下「本工事」という。）について、地方自治法施行令第 167 条 10 の 2 に基づく技術提案及び入札金額の総合的な評価によって落札者を決定する総合評価一般競争入札（以下「入札」という。）を行うために、入札参加者から提出された応募資料を、客観的に評価するための評価項目及び方法等を示すもので、入札参加者の行う提案に具体的な指針を与えるものである。また、落札者決定基準書は、入札に参加しようとする者に配布する津市新最終処分場等施設建設工事入札公告（以下「入札公告」という。）及び津市新最終処分場等施設建設工事入札説明書（以下「入札説明書」という。）と一体のものである。

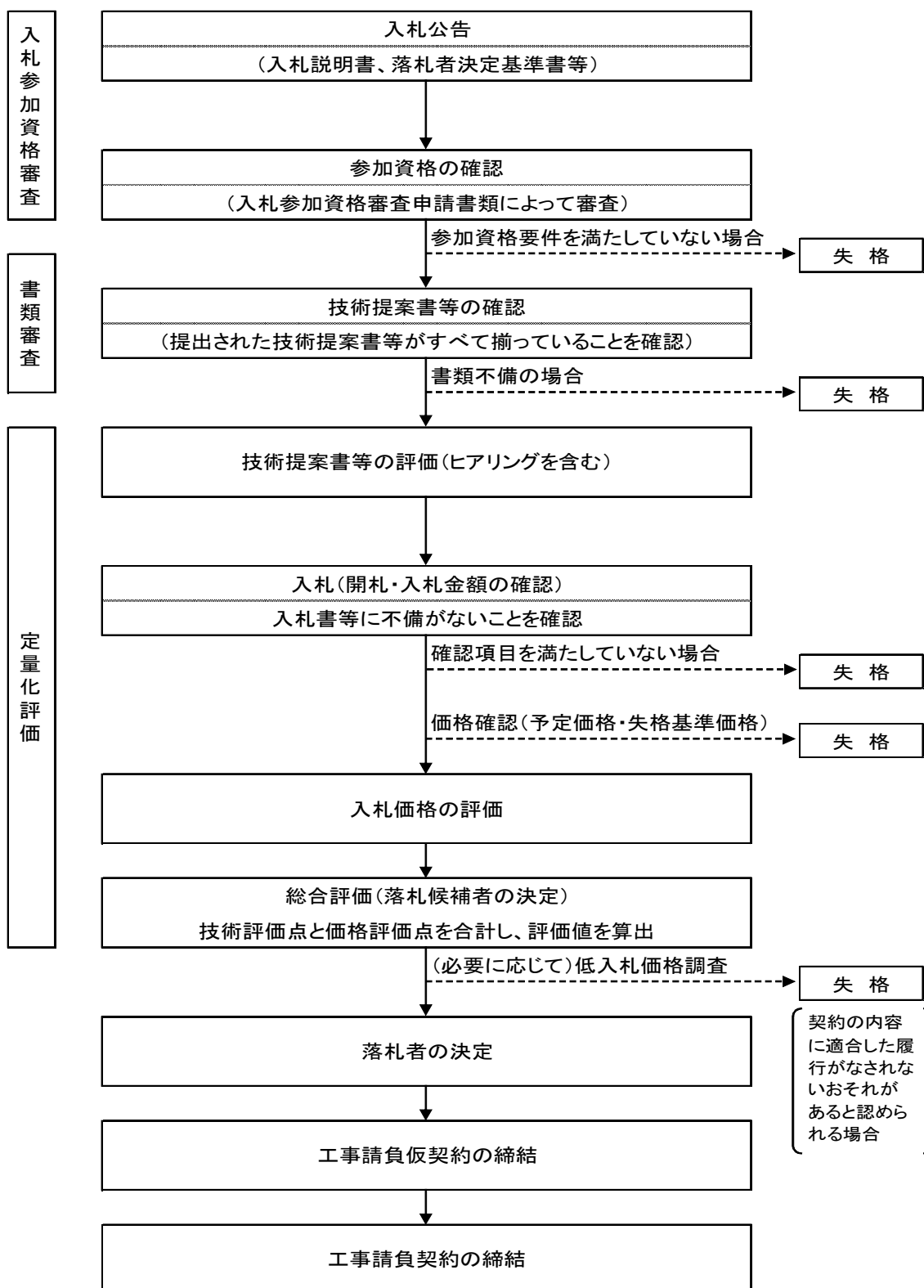
本工事は、津市新最終処分場等施設建設工事設計図書（以下「設計図書」という。）に基づき、一般廃棄物に係る最終処分場の進入道路、造成、貯留構造物、遮水、被覆施設、防災調整池等の工事を一括して行うものである。よって、入札を行うにあたっては、設計図書が、本工事において発注者が求める要求要件（標準案）である。

本工事を実施する落札者の決定については、津市新最終処分場等施設建設工事技術審査委員会（以下「技術審査委員会」という。）において、入札参加者より提出された入札提案書類について、落札者決定基準に基づく総合評価を行い、その評価結果を基に発注者が落札者を決定する。

第 2 章 落札者選定の概要

第 1 節 審査手順

落札者決定における総合評価一般競争入札は、下図に示す手順で実施する。



第 2 節 審査体制

発注者は、学識経験者等で構成する技術審査委員会を設置し、専門的知見に基づくとともに、公正かつ適正な提案評価を行うこととしている。

技術審査委員会の委員は次のとおりである。

学 識 者	委員長	石黒 覚	三重大学大学院 生物資源学研究科 教授
	委員	木下 誠一	三重短期大学 生活科学科 准教授
	副委員長	酒井 俊典	三重大学大学院 生物資源学研究科 教授
	委員	樋口 壯太郎	福岡大学大学院 工学研究科 教授
行 政	委員	佐治 輝明	津市 建設部長
	※委員	堀 美哉	津市 建設部 公共施設等建設担当理事

(区分ごとの五十音順)

なお、落札者決定までに技術審査委員会の委員に対し、本工事について、落札者選定に関して自己等の有利になる目的のために、直接又は間接を問わず接触等の働きかけや口利き等を行った場合は、その働きかけや口利き等の内容を公表し、その入札参加者を失格とする。

※平成 25 年 4 月 1 日人事異動により交代

第 3 章 資格審査

第 1 節 資格審査の実施方法

提出された競争参加資格確認申請書類について、入札公告及び入札説明書に基づき競争参加資格の確認を行う。

第 2 節 資格審査項目

入札参加者は、入札公告及び入札説明書に定める資格要件をすべて満たさなければならない。

なお、資格要件が確認できない場合には、失格とする。

第 4 章 提案審査

第 1 節 基礎審査

発注者は、提出書類に記載された内容について、次の基礎審査項目を充足していることを確認する。

基礎審査項目のうち、すべての要件に適合していると確認された入札参加者は定量化審査の対象とする。

なお、一つでもその要件に適合していない場合は、失格とする。

1. 提出書類の確認

(1) 提出書類の構成

- ・ 提出を求めている書類がすべて揃っているか。
- ・ 提出書類の全体について、指定した様式に基づいた構成（項目の構成、枚数制限等）となっているか。

(2) 提案内容の齟齬・矛盾

- ・ 提案書全体について、同一事項に対する 2 通り以上の提案または提案事項間の齟齬、矛盾等がないか。

2. 要求要件の確認

- ・ 入札参加者の提案内容が要求要件（標準案）を満足しているか。なお、技術提案が適正と認められない場合において、標準案に基づいて施工する意思がある場合には失格としない。

第 2 節 定量化審査

1. 定量化審査の流れ

(1) 技術審査

基礎審査を通過した入札参加者を対象に技術審査を行い、提案内容を評価、点数化し技術評価点を決定する。

なお、審査に当たり、提案内容の確認及び理解を深めることを目的としてヒアリングを実施する。ヒアリングの実施についての詳細は、別途通知する。

(2) 価格審査

技術審査終了後に入札を実施し価格審査を行う。入札書に記載された金額が予定価格の範囲内であることの確認を行い、入札価格を点数化し、価格評価点を決定する。

(3) 落札候補者の選定

技術評価点と価格評価点をたし合わせて評価値を算出し、入札価格が予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、評価値が最も高い者を落札候補者とする。

なお、評価値が最も高い入札参加者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札候補者を決定する。

(4) 落札者の決定

- 1) 市長は、落札候補者の入札金額が低入札価格調査基準価格以上であれば、その者を落札者として決定する。
- 2) 落札候補者の入札金額が低入札価格調査基準価格未満であれば、津市低入札価格調査試行要領（平成20年12月22日）（以下「低入札価格調査試行要領」という。）に基づく調査（以下「低入札価格調査」という。）を実施する。
- 3) 低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないと認められる場合は、その者を落札者として決定する。
- 4) 低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合は、その者を失格とし、それ以外の者を対象として、評価値の高い者から順次 1) 以降の方法により落札者を決定する。

2. 総合評価における点数化方法

(1) 総合評価の評価項目及び配点

総合評価による点数が評価値となるため、その配点及び点数化基準については、施設の「信頼性」「安全性」に配慮した整備を行うことの必要性、重要性を勘案し、本工事に対する入札参加有資格者が有すべき技術力及び創意工夫を期待する度合いにより設定した。したがって、評価項目は、発注者が入札参加有資格者の提案に期待している事項であり、配点はその重みを示すものである。

評価項目及び配点については、表-1のとおりである。なお、各評価項目における評価基準等の詳細については、別紙1を参照のこと。

また、技術提案書作成にあたっての留意点等を別紙2に記載しているので参照のこと。

表－1 評価項目及び配点

評価項目			配点	
技術評価	企業評価項目	企業の施工能力	7	50
		地域・社会貢献	5	
	技術者評価項目	技術者の能力	3	
	技術力評価項目	総合的なコストに関する事項	4	
		工事目的物の性能、機能に関する事項	12	
		社会的要請に関する事項	14	
ヒアリング		5		
価格評価	入札金額に関する事項		50	50
				100

(2) 技術評価における点数化方法

技術評価における項目毎に評価点を算定し、当該評価点の合計を技術評価点とする。

①企業評価項目

①企業（代表構成員）の施工能力（同種工事アの施工実績）

評価	判断基準	点数化方法
A	埋立容量90,000m ³ 以上の実績有り	配点×1.00
B	埋立容量45,000m ³ 以上、90,000m ³ 未満の実績有り	配点×0.75
C	埋立容量9,000m ³ 以上、45,000m ³ 未満の実績有り	配点×0.50
D	埋立容量9,000m ³ 未満の実績有り	配点×0.25
E	実績無し	配点×0.00

※ 入札参加者の**代表構成員**の評価点を算定し、その値を代表構成員の評価点とする。（少数第3位四捨五入）

②企業（第2，第3，第4構成員）の施工能力（公共工事等の施工実績）

評価	判断基準	点数化方法
A	実績有り	配点×1.00
B	実績無し	配点×0.00

※ 入札参加者の**代表構成員を除く構成員毎**に評価点を算定し、その値を各構成員の評価点とする。（少数第3位四捨五入）

③地域・社会貢献（ISO認証取得）

評価	判断基準	点数化方法
A	ISO9001とISO14001両方の認証取得有り	配点×1.00
B	ISO9001又はISO14001いずれかの認証取得有り	配点×0.50
C	認証取得無し	配点×0.00

※ 入札参加者の**構成員毎**に評価点を算定し、その平均値を当該入札参加者の評価点とする。（少数第3位四捨五入）

④地域・社会貢献（地元業者施工率）

評価	判断基準	点数化方法
A	一次下請額に占める市内本店業者施工率が70%以上	配点×1.00
B	一次下請額に占める市内本店業者施工率が70%未満50%以上	配点×0.50
C	上記以外	配点×0.00

※ 本評価項目の申請内容については、契約後及び工事完了時に施工体制台帳、部分下請通知書、下請契約書等により一次下請業者及び一次下請額を確認します。
確認の結果、評価のランクが申請内容を下回った場合は不履行とし、ペナルティの対象とします。

（評価点は少数第3位四捨五入）

②技術者評価項目

①土木専任技術者（代表構成員）の能力（同種工事イの施工経験）

評価	判断基準	点数化方法
A	施工経験有り	配点×1.00
B	施工経験無し	配点×0.00

（評価点は少数第3位四捨五入）

②建築専任技術者（代表構成員）の能力（同種工事ウの施工経験）

評価	判断基準	点数化方法
A	施工経験有り	配点×1.00
B	施工経験無し	配点×0.00

（評価点は少数第3位四捨五入）

③技術力評価項目

提案書類に記載された内容について、標準案に示す条件を上回る部分について、下表に示す判断基準に基づき、評価に応じて点数を付与する。

評価	判断基準	点数化方法
A	当該評価項目において特に優れている	配点×1.00
B	AとCの中間程度	配点×0.75
C	当該評価項目において優れている	配点×0.50
D	CとEの中間程度	配点×0.25
E	当該評価項目において標準案程度である	配点×0.00

(評価点は少数第3位四捨五入)

(3) 価格評価における点数化方法

入札金額について、次の算定式により価格評価点を算定する。なお、点数は少数第3位を四捨五入した値とする。

価格評価点の算定式	
○ 入札価格 ≥ 低入札価格の場合	
価格評価点 = 価格評価配点 ×	
	$\frac{\text{失格基準価格}}{\text{失格基準価格} + (\text{低入札価格} - \text{失格基準価格}) / 10 + (\text{入札価格} - \text{低入札価格})}$
○ 入札価格 < 低入札価格の場合	
価格評価点 = 価格評価配点 ×	
	$\frac{\text{失格基準価格}}{\text{失格基準価格} + (\text{入札価格} - \text{失格基準価格}) / 10}$
※ 低入札価格とは、低入札調査基準価格をいう。	

(4) 評価値の算定方法

「(2) 技術評価における点数化方法」「(3) 価格評価における点数化方法」により算定した評価点から、次に示す算定式により、評価値(総合評価点)を算定する。

評価値(総合評価点)の算定式
評価値(総合評価点) = 技術評価点 + 価格評価点

第 5 章 審査結果等の公表

審査結果等については、入札参加者に対して個別に通知するとともに、発注者のホームページで公表する。

ホームページアドレス <http://www.info.city.tsu.mie.jp/>

別紙1 評価基準等の詳細(1)

評価項目		評価の視点(評価基準)	配点			
技術評価	①企業評価項目	企業(代表構成員)の施工能力【第2-1号様式】	【同種工事アの施工実績】※1 鉄筋コンクリート構造の貯留構造物に覆盖を有する最終処分場(※3)の新設工事の施工実績をその埋立容量より評価する。	4	7	12
		企業(第2構成員)の施工能力【第2-2号様式】	【公共工事等の施工実績】※1 ・鉄筋コンクリート構造物工(コンクリート打設量400m ³ 以上)を含む工事の施工実績 ・土工(切土又は掘削土量5,000m ³ 以上、若しくは、盛土又は埋戻土量5,000m ³ 以上)を含む工事の施工実績	1		
		企業(第3構成員)の施工能力【第2-3号様式】	上記いずれかの施工実績の有無により評価する。	1		
		企業(第4構成員)の施工能力【第2-4号様式】	【公共工事等の施工実績】※1 鉄骨造で建築面積600m ² 以上の建築物の新築工事の施工実績の有無により評価する。	1		
		地域・社会貢献(I SO認証取得)【第3-1号様式】	I S Oの認証取得(I S O9001又はI S O14001)の有無により評価する。	1	5	
		地域・社会貢献(地元業者施工率)【第3-2号様式】	一次下請額に占める市内本店業者施工率により評価する。なお、地元業者施工率の算定は次の式による。 地元業者施工率 = (一次下請に占める市内本店業者施工額 / 一次下請総額) × 100 [少数点以下切り捨て]	4		
②技術者評価項目	土木専任技術者(代表構成員)の能力【第4-1号様式】	【同種工事イの施工経験】※2 埋立容量9万m ³ 以上の最終処分場(※3)の新設工事に主任技術者、監理技術者又は現場代理人として携わった施工経験の有無により評価する。	2	3	3	
	建築専任技術者(代表構成員)の能力【第4-2号様式】	【同種工事ウの施工経験】※2 被覆型最終処分場(※3)の覆盖施設(規模は問わない)の新築工事に主任技術者、監理技術者又は現場代理人として携わった施工経験の有無により評価する。	1			

別紙1 評価基準等の詳細(2)

評価項目		評価の視点(評価基準)		配点		
技術評価	③技術力評価項目	総合的なコストに関する事項	提案① 【第5号様式】	施設完成後の維持管理費のコスト削減や施設の早期安定化につながる資材・材料、施工方法等に係る有効な提案があれば評価する。ただし、提案②、③及び④に係るものは除く。	4	4
		工事目的物の性能、機能に関する事項	提案② 【第6号様式】	土工において地盤沈下、切土盛土及び崩壊対策について評価する。	4	12
			提案③ 【第7号様式】	貯留構造物のコンクリートの水密性の向上、ひび割れ抑制対策、打ち継ぎ処理対策等、コンクリートの品質確保の方法について評価する。	4	
			提案④ 【第8号様式】	側壁部及び底部の遮水シート及び漏水検知システムの材質、工法及び施工方法について評価する。	4	
		社会的要請に関する事項	提案⑤ 【第9号様式】	施工場所及び施工場所近隣の集落に対する環境対策、防災対策等について評価する。	4	14
			提案⑥ 【第10号様式】	工事を遅延無く、確実にを行うための施工手順、施工方法及び工程計画等の施工計画について評価する。	5	
			提案⑦ 【第11号様式】	地元企業(雇用)、地元資材等の活用への取り組みを評価する。なお、地元とは津市をいう。	5	
		ヒアリング		配置予定技術者(代表構成員の土木専任技術者及び建築専任技術者)に対してヒアリングを実施し、工事への取組姿勢及び質疑の応答性について評価する。	5	5
技術評価点計					35	50

※1: 施工実績は、コリンズに登録されている工事で、平成14年4月1日から入札公告日までの間に施工が完了し、かつ、引渡しが進んでいる公共工事等の元請として、単独もしくはJV構成員(出資比率20%以上に限る)の実績について評価します。

※2: 施工経験は、コリンズに登録されている工事で、平成14年4月1日から入札公告日までの間に施工が完了し、かつ、引渡しが進んでいる同種工事の元請として、単独もしくはJV構成員(出資比率20%以上に限る)のコリンズに登録されている監理技術者、主任技術者又は現場代理人として携わった実績について評価します。

なお、主任技術者あるいは監理技術者としての実績は、対象となる工事の契約日から完成日までの期間において、完成日を含む2分の1以上の連続した期間に従事した実績を対象とします。

また、現場代理人としての実績については、対象となる工事の契約日に以下の条件を満足する者であって、かつ、全工事期間中、工事に従事した者を対象とします。

【同種工事イの施工経験】

一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であり、土木工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する者。

【同種工事ウの施工経験】

一級建築施工管理技士又は一級建築士であり、建築工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する者。

※3: 最終処分場とは、一般廃棄物最終処分場又は公共関与産業廃棄物最終処分場(いずれも陸上埋立処分場に限る。公共関与産業廃棄物最終処分場は安定型を除く。)をいいます。

別紙2 技術提案書作成にあたっての留意点等

1. 評価項目算定資料届出書の作成方法

(1) 正本〔提出部数：1部〕

表紙に第1号様式評価項目算定資料届出書「正」を使用し、提出年月日、特定建設工事共同企業体名、代表構成員の住所、商号及び代表者氏名を記入し押印すること。

以下、第2号様式から第11号様式に必要事項又は技術提案等を記入し様式番号順に綴り、その後、施工実績や施工経験の内容が確認できるコリンズの工事カルテの写しや認証書、付属書等の写しを綴り、左側2箇所をホッチキス止めすること。

なお、表紙の入札者番号欄は、発注者で記入するので空欄のままとすること。

(2) 副本(A)〔提出部数：5部〕

副本(A)は、表紙に第1号様式評価項目算定資料届出書「副(A)」を使用し、提出年月日を記入すること。

以下、正本と同様に第2号様式から第11号様式、その後、施工実績や施工経験の内容が確認できるコリンズの工事カルテの写しや認証書、付属書等の写しを綴ること。

なお、副本(A)はクリップ止めで提出すること。また、表紙の入札者番号欄は、発注者で記入するので空欄のままとすること。

(3) 副本(B)〔提出部数：6部〕

副本(B)は、表紙に第1号様式評価項目算定資料届出書「副(B)」を使用し、提出年月日を記入すること。

以下、第2号様式から第11号様式を綴ること。(コリンズの工事カルテの写しや認証書、付属書等の写しは不要です。)

ただし、第2号様式及び第3号様式の「企業名」記載欄は黒塗りとし、企業名が判読できない措置を施すこと。

なお、副本(B)はクリップ止めで提出すること。また、表紙の入札者番号欄は、発注者で記入するので空欄のままとすること。

2. 各様式の記入方法

第2号様式から第4号様式の記入にあたっては、評価の対象を十分確認し作成すること。また、各様式の欄外※印に従い記入、作成すること。

技術力評価項目に係る第5号様式から第11号様式の記入にあたっては、次頁以降の留意点等を十分確認し、提案を行うこと。

提案①（維持管理費のコスト縮減や施設の早期安定化につながる提案について）

1. 視点

本最終処分場は、埋立期間15年を計画しており、また、埋立期間終了後も長期の維持管理が必要となる。このため、施設完成後の維持管理費のコスト縮減や施設の早期安定化につながる資材・材料、施工方法等に係る有効な提案を求める。

ただし、提案②、③及び④に係るものは除く。

2. 標準案の内容等（満たすべき要求要件等）

設計図書等（設計書、仕様書など）による。

3. 提案にあたって

1) コスト縮減及び早期安定化につながる資材・材料、施工方法等について、上記の視点を踏まえて提案を行うこと。

提案は、提案様式中の（1）～（3）の項目の範囲内で、項目毎に実施内容を1つずつ、記載するものとし、複数の提案をまとめて記載してはならない（1つの提案につき、実施内容は1つ）。提案の特徴、要求要件（標準案）を上回る点と、その効果を具体的かつ定量的に記載すること。1つの提案に明らかに複数の実施内容が含まれる場合は、1つの実施内容のみを評価対象とする。

2) 要求要件（標準案）に基づき施工を行う場合は、その旨明示すること。その場合は、本項目の評価点は0点とする。

3) その他

① 提案内容は、具体的な根拠を伴い、履行の担保・確認ができるものとする。なお、要求要件（標準案）に留まる提案、視点に沿っていない提案や以下に示す提案は評価しない。

(a) 工事目的物の基本的な形状、規格等の変更を要する提案など。

(b) 提案内容が抽象的なものや曖昧なもの。

(c) 提案内容の履行の有無が確認できないもの。

※詳細については、「評価しない提案について」P.21を参照のこと。

② 提案様式等

(a) 技術提案は、技術提案書：第5号様式（A4判1枚（片面））に簡明に記載すること。補足資料として説明が必要な場合（定量的に記載）や図面等の提示を希望する場合、（1）～（3）の各項目にA4判1枚（片面）までの範囲で添付を認める。

(b) 技術提案書：第5号様式及び補足資料の文字サイズは、10.5ポイント以上（図面等の文字はこの限りではない）とする。なお、提出様式の記載事項（注意事項等）は消してはならず、余白等を含め様式を変更してはならない。（枠線のうち、破線のみは行高・列幅調整のための移動、消去は可）

(c) 「具体的な検証方法」欄には、発注者が提案内容の履行を確認する方法を記入すること。

(d) 技術提案書は、提出者名を伏せて審査・評価するため、提案内容に提出者が特定される記載（社章、ロゴマーク等も含む）をしてはならない。

(e) 以上の規定が守れない場合、本項目の評価点は0点とする。

提案②（土工対策について）

1. 視点

本最終処分場の建設にあたっては、大規模な土工の施工が必要となる。このため、土工において地盤沈下、切土盛土及び崩壊対策について有効な提案を求める。

2. 標準案の内容等（満たすべき要求要件等）

設計図書等（設計書、仕様書など）による。

3. 提案にあたって

1) 地盤沈下、切土盛土及び崩壊対策について、上記の視点を踏まえて提案を行うこと。

提案は、提案様式中の（1）～（3）の項目の範囲内で、項目毎に実施内容を1つずつ、記載するものとし、複数の提案をまとめて記載してはならない（1つの提案につき、実施内容は1つ）。提案の特徴、要求要件（標準案）を上回る点と、その効果を具体的かつ定量的に記載すること。1つの提案に明らかに複数の実施内容が含まれる場合は、1つの実施内容のみを評価対象とする。

2) 要求要件（標準案）に基づき施工を行う場合は、その旨明示すること。その場合は、本項目の評価点は0点とする。

3) その他

① 提案内容は、具体的な根拠を伴い、履行の担保・確認ができるものとする。なお、要求要件（標準案）に留まる提案、視点に沿っていない提案や以下に示す提案は評価しない。

(a) 工事目的物の基本的な形状、規格等の変更を要する提案など。

(b) 提案内容が抽象的なものや曖昧なもの。

(c) 提案内容の履行の有無が確認できないもの。

※詳細については、「評価しない提案について」P. 21を参照のこと。

② 提案様式等

(a) 技術提案は、技術提案書：第6号様式（A4判1枚（片面））に簡明に記載すること。補足資料として説明が必要な場合（定量的に記載）や図面等の提示を希望する場合、（1）～（3）の各項目にA4判1枚（片面）までの範囲で添付を認める。

(b) 技術提案書：第6号様式及び補足資料の文字サイズは、10.5ポイント以上（図面等の文字はこの限りではない）とする。なお、提出様式の記載事項（注意事項等）は消してはならず、余白等を含め様式を変更してはならない。（枠線のうち、破線のみは行高・列幅調整のための移動、消去は可）

(c) 「具体的な検証方法」欄には、発注者が提案内容の履行を確認する方法を記入すること。

(d) 技術提案書は、提出者名を伏せて審査・評価するため、提案内容に提出者が特定される記載（社章、ロゴマーク等も含む）をしてはならない。

(e) 以上の規定が守れない場合、本項目の評価点は0点とする。

提案③（貯留構造物のコンクリートの品質確保について）

1. 視点

貯留構造物は廃棄物を貯留するための重要なコンクリート構造物である。このため、コンクリートの水密性の向上、ひび割れ抑制対策、打ち継ぎ処理対策等、コンクリートの品質確保について提案を求める。

2. 標準案の内容等（満たすべき要求要件等）

設計図書等（設計書、仕様書など）による。

3. 提案にあたって

1) 貯留構造物の品質確保について、上記の視点を踏まえて提案を行うこと。

提案は、提案様式中の（1）～（3）の項目の範囲内で、項目毎に実施内容を1つずつ、記載するものとし、複数の提案をまとめて記載してはならない（1つの提案につき、実施内容は1つ）。提案の特徴、要求要件（標準案）を上回る点と、その効果を具体的かつ定量的に記載すること。1つの提案に明らかに複数の実施内容が含まれる場合は、1つの実施内容のみを評価対象とする。

2) 要求要件（標準案）に基づき施工を行う場合は、その旨明示すること。その場合は、本項目の評価点は0点とする。

3) その他

① 提案内容は、具体的な根拠を伴い、履行の担保・確認ができるものとする。なお、要求要件（標準案）に留まる提案、視点に沿っていない提案や以下に示す提案は評価しない。

(a) 工事目的物の基本的な形状、規格等の変更を要する提案など。

(b) 提案内容が抽象的なものや曖昧なもの。

(c) 提案内容の履行の有無が確認できないもの。

※詳細については、「評価しない提案について」P. 21を参照のこと。

② 提案様式等

(a) 技術提案は、技術提案書：第7号様式（A4判1枚（片面））に簡明に記載すること。補足資料として説明が必要な場合（定量的に記載）や図面等の提示を希望する場合、（1）～（3）の各項目にA4判1枚（片面）までの範囲で添付を認める。

(b) 技術提案書：第7号様式及び補足資料の文字サイズは、10.5ポイント以上（図面等の文字はこの限りではない）とする。なお、提出様式の記載事項（注意事項等）は消してはならず、余白等を含め様式を変更してはならない。（枠線のうち、破線のみは行高・列幅調整のための移動、消去は可）

(c) 「具体的な検証方法」欄には、発注者が提案内容の履行を確認する方法を記入すること。

(d) 技術提案書は、提出者名を伏せて審査・評価するため、提案内容に提出者が特定される記載（社章、ロゴマーク等も含む）をしてはならない。

(e) 以上の規定が守れない場合、本項目の評価点は0点とする。

提案④（遮水シート及び漏水検知システムの施工方法等について）

1. 視点

貯留構造物の側壁、底盤は十分な遮水機能を有するが、より安全性を向上させるため、底面を2重、壁面を1重の遮水シートで内面を覆い、さらに、遮水工が破損した場合は、迅速に検知できるシステムを設ける。このため、遮水シート及び漏水検知システムの材質、工法及び施工方法について提案を求める。

2. 標準案の内容等（満たすべき要求要件等）

設計図書等（設計書、仕様書など）による。

3. 提案にあたって

1) 遮水シート及び漏水検知システムの施工方法等について、上記の視点を踏まえて提案を行うこと。

提案は、提案様式中の（1）～（3）の項目の範囲内で、項目毎に実施内容を1つずつ、記載するものとし、複数の提案をまとめて記載してはならない（1つの提案につき、実施内容は1つ）。提案の特徴、要求要件（標準案）を上回る点と、その効果を具体的かつ定量的に記載すること。1つの提案に明らかに複数の実施内容が含まれる場合は、1つの実施内容のみを評価対象とする。

2) 要求要件（標準案）に基づき施工を行う場合は、その旨明示すること。その場合は、本項目の評価点は0点とする。

3) その他

① 提案内容は、具体的な根拠を伴い、履行の担保・確認ができるものとする。なお、要求要件（標準案）に留まる提案、視点に沿っていない提案や以下に示す提案は評価しない。

(a) 工事目的物の基本的な形状、規格等の変更を要する提案など。

(b) 提案内容が抽象的なものや曖昧なもの。

(c) 提案内容の履行の有無が確認できないもの。

※詳細については、「評価しない提案について」P. 21を参照のこと。

② 提案様式等

(a) 技術提案は、技術提案書：第8号様式（A4判1枚（片面））に簡明に記載すること。補足資料として説明が必要な場合（定量的に記載）や図面等の提示を希望する場合、（1）～（3）の各項目にA4判1枚（片面）までの範囲で添付を認める。

(b) 技術提案書：第8号様式及び補足資料の文字サイズは、10.5ポイント以上（図面等の文字はこの限りではない）とする。なお、提出様式の記載事項（注意事項等）は消してはならず、余白等を含め様式を変更してはならない。（枠線のうち、破線のみは行高・列幅調整のための移動、消去は可）

(c) 「具体的な検証方法」欄には、発注者が提案内容の履行を確認する方法を記入すること。

(d) 技術提案書は、提出者名を伏せて審査・評価するため、提案内容に提出者が特定される記載（社章、ロゴマーク等も含む）をしてはならない。

(e) 以上の規定が守れない場合、本項目の評価点は0点とする。

提案⑤（施工中の環境対策について）
<p>1. 視点</p> <p>本最終処分場は、「安全、安心かつ地域や自然との調和」を施設整備の基本方針としている。事業の実施にあたっては、三重県環境影響評価条例に基づき環境影響評価を実施していることから、当該環境影響評価書の内容を踏まえ、施工場所及び施工場所近隣の集落に対する環境対策、防災対策等について提案を求める。</p> <p>2. 標準案の内容等（満たすべき要求要件等）</p> <p>設計図書等（設計書、仕様書など）による。</p>
<p>3. 提案にあたって</p> <p>1) 施工中の環境対策、防災対策等について、上記の視点を踏まえて提案を行うこと。</p> <p>提案は、提案様式中の（1）～（3）の項目の範囲内で、項目毎に実施内容を1つずつ、記載するものとし、複数の提案をまとめて記載してはならない（1つの提案につき、実施内容は1つ）。提案の特徴、要求要件（標準案）を上回る点と、<u>その効果を具体的かつ定量的に記載すること。</u>1つの提案に明らかに複数の実施内容が含まれる場合は、1つの実施内容のみを評価対象とする。</p> <p>2) 要求要件（標準案）に基づき施工を行う場合は、その旨明示すること。その場合は、本項目の評価点は0点とする。</p> <p>3) その他</p> <p>① 提案内容は、具体的な根拠を伴い、履行の担保・確認ができるものとする。なお、要求要件（標準案）に留まる提案、視点に沿っていない提案や以下に示す提案は評価しない。</p> <p>(a) <u>工事目的物の基本的な形状、規格等の変更を要する提案など。</u></p> <p>(b) <u>提案内容が抽象的なものや曖昧なもの。</u></p> <p>(c) <u>提案内容の履行の有無が確認できないもの。</u></p> <p>※詳細については、「評価しない提案について」P. 21を参照のこと。</p> <p>② 提案様式等</p> <p>(a) 技術提案は、技術提案書：第9号様式（A4判1枚（片面））に簡明に記載すること。<u>補足資料として説明が必要な場合（定量的に記載）や図面等の提示を希望する場合、（1）～（3）の各項目にA4判1枚（片面）までの範囲で添付を認める。</u></p> <p>(b) 技術提案書：第9号様式及び補足資料の文字サイズは、10.5ポイント以上（図面等の文字はこの限りではない）とする。なお、提出様式の記載事項（注意事項等）は消してはならず、余白等を含め様式を変更してはならない。（枠線のうち、破線のみは行高・列幅調整のための移動、消去は可）</p> <p>(c) 「具体的な検証方法」欄には、発注者が提案内容の履行を確認する方法を記入すること。</p> <p>(d) 技術提案書は、提出者名を伏せて審査・評価するため、提案内容に提出者が特定される記載（社章、ロゴマーク等も含む）をしてはならない。</p> <p>(e) 以上の規定が守れない場合、本項目の評価点は0点とする。</p>

提案⑥（施工計画について）	
<p>1. 視点</p> <p>本最終処分場は、平成28年4月に供用を開始しなければならない。このため、工事を遅延無く、確実にを行うための施工手順、施工方法及び工程計画等の施工計画について提案を求める。</p> <p>2. 標準案の内容等（満たすべき要求要件等）</p> <p>設計図書等（設計書、仕様書など）による。</p>	
<p>3. 提案にあたって</p> <p>1) 施工計画について、上記の視点を踏まえて提案を行うこと。</p> <p>提案は、提案様式中の（1）～（3）の項目の範囲内で、項目毎に実施内容を1つずつ、記載するものとし、複数の提案をまとめて記載してはならない（1つの提案につき、実施内容は1つ）。提案の特徴、要求要件（標準案）を上回る点と、<u>その効果を具体的かつ定量的に記載すること。</u>1つの提案に明らかに複数の実施内容が含まれる場合は、1つの実施内容のみを評価対象とする。</p> <p>2) 要求要件（標準案）に基づき施工を行う場合は、その旨明示すること。その場合は、本項目の評価点は0点とする。</p> <p>3) その他</p> <p>① 提案内容は、具体的な根拠を伴い、履行の担保・確認ができるものとする。なお、要求要件（標準案）に留まる提案、視点に沿っていない提案や以下に示す提案は評価しない。</p> <p>(a) <u>工事目的物の基本的な形状、規格等の変更を要する提案など。</u></p> <p>(b) <u>提案内容が抽象的なものや曖昧なもの。</u></p> <p>(c) <u>提案内容の履行の有無が確認できないもの。</u></p> <p>※詳細については、「評価しない提案について」P. 21を参照のこと。</p> <p>② 提案様式等</p> <p>(a) 技術提案は、技術提案書：第10号様式（A4判1枚（片面））に簡明に記載すること。<u>補足資料として説明が必要な場合（定量的に記載）や図面等の提示を希望する場合、（1）～（3）の各項目にA4判1枚（片面）までの範囲で添付を認める。</u></p> <p>(b) 技術提案書：第10号様式及び補足資料の文字サイズは、10.5ポイント以上（図面等の文字はこの限りではない）とする。なお、提出様式の記載事項（注意事項等）は消してはならず、余白等を含め様式を変更してはならない。（枠線のうち、破線のみは行高・列幅調整のための移動、消去は可）</p> <p>(c) 「具体的な検証方法」欄には、発注者が提案内容の履行を確認する方法を記入すること。</p> <p>(d) 技術提案書は、提出者名を伏せて審査・評価するため、提案内容に提出者が特定される記載（社章、ロゴマーク等も含む）をしてはならない。</p> <p>(e) 以上の規定が守れない場合、本項目の評価点は0点とする。</p>	

提案⑦（地元企業、地元資材等の活用について）	
<p>1. 視点</p> <p>地元企業（雇用）、地元資材等の活用への取り組みが具体的に示され、かつ、実現可能な提案を求める。</p> <p>なお、地元とは津市をいう。</p> <p>2. 標準案の内容等（満たすべき要求要件等）</p> <p>設計図書等（設計書、仕様書など）による。</p>	
<p>3. 提案にあたって</p> <p>1) 地元貢献について、上記の視点を踏まえて提案を行うこと。</p> <p>提案は、提案様式中の（1）～（3）の項目の範囲内で、項目毎に実施内容を1つずつ、記載するものとし、複数の提案をまとめて記載してはならない（1つの提案につき、実施内容は1つ）。提案の特徴、要求要件（標準案）を上回る点と、<u>その効果を具体的かつ定量的に記載すること。</u>1つの提案に明らかに複数の実施内容が含まれる場合は、1つの実施内容のみを評価対象とする。</p> <p>2) 要求要件（標準案）に基づき施工を行う場合は、その旨明示すること。その場合は、本項目の評価点は0点とする。</p> <p>3) その他</p> <p>① 提案内容は、具体的な根拠を伴い、履行の担保・確認ができるものとする。なお、要求要件（標準案）に留まる提案、視点に沿っていない提案や以下に示す提案は評価しない。</p> <p>(a) <u>工事目的物の基本的な形状、規格等の変更を要する提案など。</u></p> <p>(b) <u>提案内容が抽象的なものや曖昧なもの。</u></p> <p>(c) <u>提案内容の履行の有無が確認できないもの。</u></p> <p>※詳細については、「評価しない提案について」P. 21を参照のこと。</p> <p>② 提案様式等</p> <p>(a) 技術提案は、技術提案書：第11号様式（A4判1枚（片面））に簡明に記載すること。<u>補足資料として説明が必要な場合（定量的に記載）や図面等の提示を希望する場合、（1）～（3）の各項目にA4判1枚（片面）までの範囲で添付を認める。</u></p> <p>(b) 技術提案書：第11号様式及び補足資料の文字サイズは、10.5ポイント以上（図面等の文字はこの限りではない）とする。なお、提出様式の記載事項（注意事項等）は消してはならず、余白等を含め様式を変更してはならない。（枠線のうち、破線のみは行高・列幅調整のための移動、消去は可）</p> <p>(c) 「具体的な検証方法」欄には、発注者が提案内容の履行を確認する方法を記入すること。</p> <p>(d) 技術提案書は、提出者名を伏せて審査・評価するため、提案内容に提出者が特定される記載（社章、ロゴマーク等も含む）をしてはならない。</p> <p>(e) 以上の規定が守れない場合、本項目の評価点は0点とする。</p>	

※ 評価しない提案について

以下のような提案は、評価しません。提案書作成の際は十分留意してください。

※ 評価しない提案（例）

1. 工事目的物を変える等の過度な提案

- 図面、仕様書等で明示している工事目的物の基本的な形状、規格等の変更を要する提案・過度な効果を実現するための提案、社会通念上、明らかに利益を度外視した過度なコストを要する提案

2. 履行の具体性や現実性が不透明な提案

- 「～努力する」、「～目標とする」と記載されるなど、履行の具体性に欠ける提案
- 提案の実施にあたり、他機関及び他工事との調整、第三者との調整・協力等が前提となるため、実現性が不明確な提案
- 表現が抽象的で、実施するための方法や基準、場所、時期、頻度、実施量などが不明確な提案

3. 標準的な対応に留まる提案

- 設計図書（設計書、仕様書など）に示された内容と同等の提案
- 関係法令に基づき、遵守義務がある提案（現場管理や安全管理、労働安全衛生等に関する提案）
- 一般的な法令・規則の遵守に関する提案

4. 提案条件を満たしていない提案、その他評価できない提案

- 視点を踏まえていない提案
- 提案の制限数を超える提案
- 所定の記載欄以外に記載されている提案
- 現場条件等により採用できない提案

5. 第〇号様式（補足資料）に提案が記載されている場合

- 第〇号様式（補足資料）に第5号様式から第11号様式の補足説明と認められない新たな提案が記載されている場合